

④ 母子世帯向住宅

入居者は母子世帯(配偶者のいない女性と扶養している満20歳未満の子からなる世帯)に限られ、世帯員である子(最年少児)が満20歳になった場合など、母子世帯向住宅の入居資格を満たさなくなった場合には、部屋を明け渡していただきます。

最年少児の転出等で母子世帯でなくなったことにより、母子世帯向住宅の入居資格を満たさなくなった場合、市営住宅の入居資格を有し、引き続き市営住宅への入居を希望するときは、松山市が指定する方法で、他の市営住宅に引っ越していただきます。

※申込資格・・・8ページの⑩を参照。

※対象団地・・・小栗団地

6. 住居タイプの選び方

市営住宅の申し込み時に、6～9ページの入居者資格及び条件や17ページの公営住宅と更新住宅の違いを参考にして、住戸タイプを1つ選んでください。

	1DK	2DK	3DK	2LDK	2LDK ※車イス専用住宅	4DK
単身者(一部例外あり)	○	○	×	×	※○	×
2人以上 4人未満	×	○	○	○	※○	×
4人以上	×	○	○	○	※○	○

※車イス専用住宅は、車イスを常用する障がい者を含む世帯に限り申し込むことができます。

1世帯が申し込みできる団地・住戸タイプは1つのみです。重複申し込みできません。

単身者が1DKを申し込んだ場合、2DKの申込みはできません。

7. 入居者資格及び条件

市営住宅の入居者資格及び条件は、次の①～⑬のとおりです。なお、入居者資格等の要件は、原則申込時点を基準日とします。ただし、資格審査時点を基準日とする要件(婚約、離婚予定の夫婦等)もあります。

①現に住宅に困窮していることが明らかであること。

原則として、持ち家のある方、他の公営住宅(公社含む)の使用名義人及びその配偶者は、市営住宅に申し込むことはできません。

②松山市内に住所又は勤務場所があること。

申込者が松山市外在住で松山市内に勤務している場合は、勤務先が発行する在勤証明書(松山市内に勤務地があることを証明する書類)が必要です。